

平成25年12月11日

京都市会議長  
橋村 芳和 様

提出者 市会議員 樋口 英明 ほか13名  
(日本共産党市会議員団)

### 修正案の提出について

議第202号 京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例の制定についてに対して、下記のとおり修正案を提出する。

### 記

議第202号 京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例の制定についての一部を次のように修正する。

目次中「第5節 跡地の利用（第20条）」を削り、「第21条～第24条」を「第20条～第23条」に、「第25条」を「第24条」に改める。

第1条中「並びに跡地の活用」を削る。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第4号中「並びに跡地の活用」を削る。

第5条中「を活用し、及び」を「の活用に努めるとともに、」に改める。

第6条中「協力するとともに、空き家及び跡地の活用及び流通の促進に」を「協力するよう」に改める。

第10条第2項中「、その敷地及び跡地」を「及びその敷地」に改める。

第12条第3項中「空き家の流通の促進のために必要な環境の整備その他」を削る。

第2章第5節を削る。

第3章中第21条を第20条とし、第22条から第24条までを1条ずつ繰り上げる。

第4章中第25条を第24条とする。